

2025 年日本国際博覧会
「未来社会ショーケース事業／グリーン万博・リユースマッチング事業”ミヤク市！”
大屋根リング木材譲渡にかかる 2025 年 10 月 17 日 公募」 公募要領

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）では、日本国際博覧会（以下「万博」という。）の会期中に利活用したパビリオンや施設をはじめ、パビリオン内で使用する制作・展示什器、協会内で使用するオフィス什器・備品について、「未来社会ショーケース事業／グリーン万博・リユースマッチング事業（以下「本事業」という。）」において、これらパビリオンや施設等のリユースを計画しており、協会からの買受け（以下「有償譲渡」という。）を希望する者（以下「有償譲渡希望者」という）又は協会からの無償による譲受け（以下「無償譲渡」という。）を希望する者（以下「無償譲渡希望者」という）を公募します。

有償譲渡については、原則として協会が定める出品単価以上で、かつ、最高の単価をもって契約希望単価を提示した者から順に供給数量に達するまでの譲渡希望者を譲渡相手方として選定します。また、希望単価が同額の場合は、できる限り多くの譲渡相手方を選定するため、これまで採用してきた「希望数量が多い順、希望数量も同数の場合は、事業詳細計画等によるプロポーザル方式により順位を決定する」方式を見直し、「同一順位群における希望数量に比例した割り当て方式」により選定します（選定方法の詳細は「6. 選定の方法」を参照）。

無償譲渡についても、「同一順位群における希望数量に比例した割り当て方式」により選定します。

1. 事業名称

未来社会ショーケース事業／グリーン万博・リユースマッチング事業”ミヤク市！”
大屋根リング木材譲渡にかかる 2025 年 10 月 17 日 公募

(1) 本事業の趣旨・目的

万博においては、SDGs 達成を実現するため、環境や社会への影響を適切に管理し、持続可能な万博の運営を目指しています。

その中で協会では、万博の会期中に利活用したパビリオンや施設をはじめ、万博の会期後に解体される各施設の建材や設備、パビリオン内で使用する制作・展示什器、協会内で使用するオフィス什器・備品について、これらパビリオンや施設等をリユース品として市場に還元し、廃棄物を最大限削減すること目的に本事業を実施します。

今般、本事業を通じて、万博の会期後に解体される各施設の建材や設備について、これらをリユース品として利活用を計画している有償譲渡希望者又は無償譲渡希望者を公募します。

本公募で出品するリユース品（以下「出品物」という）の詳細は、「4. (2) 出品物情報の提供」にある通りです。なお、出品物は、破損等のやむをえない事情により、取下げ場合があります。

(2) 公募期間

2025 年 10 月 17 日（金）から 2025 年 11 月 6 日（木）正午まで

(3) 選定方法（選定方法の詳細は「6. 選定の方法」を参照）

有償譲渡：原則として協会が定める出品単価以上で、かつ、最高の単価をもって契約希望単価を提示した者から順に譲渡相手方として選定する。契約希望単価が同額の場合は、

同一順位群において希望数量に比例して割り当てる。

無償譲渡：同一順位群において希望数量に比例して割り当てる。

なお、有償譲渡及び無償譲渡は、事業詳細計画書が未提出の場合、選定の対象とならないことがある。

2. スケジュール(予定)

2025 年 10 月 17 日(金)	公募開始 質問受付期間(2025 年 10 月 24 日(金) 17:00 まで)
2025 年 11 月6日(木)正午	公募締切
2025 年 12 月下旬	有償譲渡及び無償譲渡にかかる契約候補者の決定(予定)
2025 年 12 月下旬以降	契約締結(予定)
2026 年5月頃～	出品番号ごとに指定した月に出品物を引渡し予定 ※リユース解体工事の状況により引渡し時期が前後する場合があります、その場合は個別に調整します。

3. 公募参加条件

以下の(1)から(2)の要件を全て満たす、次の①から⑤までの者であること。

- ①国
- ②地方公共団体
- ③独立行政法人又は地方独立行政法人
- ④その他の公共的団体*
- ⑤上記①～④以外の者

* 公共的団体：公共的な活動を営む団体といい得るものであれば足り、法人であるか否かは問いません。

※ただし、無償譲渡は、上記の①または②に限ります(市町村合併、地域再生等の施策(合併市町村基本計画に基づくものを含む)に伴う財産処分を行う場合、又は財産処分に係る承認手続の特例が規定されている法律により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の承認を受けたものとみなされる財産処分を行う場合に限ります。)

(1)次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。

- ①当該公募に係る契約を履行する能力を有しない者
- ②破産手続開始の決定を受けて復権していない者
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(2)経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

4. 応募の手続き

本公募への応募を希望する者の応募手続き等は、次の通りです。

「3. 公募参加資格」を確認の上、必要書類等を提出してください(応募から契約候補者決定までの流れは、本公募要領の最後の「図1 応募手続きフロー」を参照。)

(1)公募要領等の提供

(a)配布期間

2025 年 10 月 17 日(金)から 2025 年 11 月 6 日(木)正午まで

(b)提供方法

協会ホームページからダウンロードで提供します(郵送による提供は行いません。)

【URL】アドレス <https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>

(c)その他

有償譲渡希望者および無償譲渡希望者には、契約時に締結する「契約書(案)」を提供します。

(2)出品物情報の提供

(a)提供期間

2025 年 10 月 17 日(金)から 2025 年 11 月 6 日(木)正午まで

(b)提供方法

協会ホームページで開示します(郵送による提供は行いません。)

※出品物は、破損等のやむをえない事情により、取下げる場合があります。

【URL】アドレス <https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>

※出品物情報の詳細の提供を希望する場合は、【様式5】仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書の提出後に電子メールにて開示します。

(c)【様式5】仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書の受付

受付期間

2025 年 10 月 17 日(金)から 2025 年 11 月 6 日(木)正午まで

提出方法

電子メール(送信先:reuse-koubo@expo2025.or.jp)により提出すること。

※件名に「【仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書】大屋根リング木材譲渡にかかる

2025 年 10 月 17 日期公募」と明記し、「【様式5】仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書」に記入・押印の上、PDF ファイルにより提出すること。

(3)応募書類等の提供

(a)提供期間

2025 年 10 月 17 日(金)から 2025 年 11 月 6 日(木)正午まで

(b)応募書類等

【様式 1】譲渡希望申出書(Microsoft Excel 形式で提供)

【様式 2】事業詳細計画書(Microsoft Word 形式で提供)

(c)提供方法

協会ホームページからダウンロードで提供します(郵送による提供は行いません。)

【URL】アドレス <https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>

(4)質問の受付及び回答

(a)受付期間

2025 年 10 月 17 日(金)から 2025 年 10 月 24 日(金)17:00 まで

※質問受付終了後の質問については公募終了までに回答できない場合があります。

(b)受付方法

電子メール(送信先:reuse-koubo@expo2025.or.jp)で受け付けます。

※「件名」には「【質問】大屋根リング木材譲渡にかかる 2025 年 10 月 17 日 公募」と明記し、質問内容を「【様式 3】質問票」に記載して添付してください。

※口頭、郵送、持参、電話、FAX での質問の問い合わせは不可です。

(c)回答方法

回答は、質問到着後、質問毎に個別に行います。

なお、質問・回答の内容を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項である場合は、協会ホームページに掲載します。

(5)応募の受付

(a)受付期間

2025 年 10 月 17 日(金)から 2025 年 11 月 6 日(木)正午まで

(b)応募に必要な書類

本公募への応募に必要な応募書類は次の通り。

①「【様式 1】譲渡希望申出書」

②「【様式 2】事業詳細計画書」

なお、「【様式 2】事業詳細計画書」の作成に際しては、「4. (2)出品物情報の提供」の内容に留意して作成するとともに、「【様式 2】事業詳細計画書」に記載されている注意事項及び「6. (2)評価基準」の内容に留意して作成してください。

また、有償譲渡及び無償譲渡は、事業詳細計画書が未提出の場合、選定の対象とならないことがあります。

(c)「【様式 1】譲渡希望申出書」の記入等について

(複数の出品番号への応募について)

出品番号 1～19 のうち、複数の出品番号への応募を可能とする。複数の出品番号の落札候補者となった際、必要な数量を確保できた場合は、落札候補の辞退(キャンセル)をすることができるものとする。(「【様式 6】応募取下げ理由書」の提出による。)

ただし、落札候補となった出品番号の落札候補数量の一部数量のキャンセルは認めず、全数量キャンセルのみ認める。複数の出品番号への応募は可能とするが、各出品番号の希望数量は、必要量を考慮して記入すること。

(記載方法について)

応募に際しては、「4. (2)出品物情報の提供」に掲載している「出品単価」等を確認の上、「契約希望単価及び希望数量」を記入する。

ここで、本公募における「契約希望単価」は次の通り。

契約希望単価 = 買受希望単価

また、本公募における無償譲渡及び有償譲渡にかかる最低売却単価は「出品単価」とする。
なお、「出品単価」は次の通り。

最低売却単価 = 出品単価 = 本体最低単価

したがって、本公募における「契約希望単価」は、次のように「出品単価以上の金額」とする。

契約希望単価 $\geq$ 出品単価

※「買受希望単価」については、有償譲渡希望の場合、応募者が大屋根リング木材の有償譲渡を希望する単価です。また、無償譲渡希望の場合、『0 円』です。

※「本体最低単価」は、取得単価を基に、摩耗の度合い等を考慮し、協会が算出した単価であり、出品物情報の中で提示します。

なお、無償譲渡希望の場合は『0 円』となります。

(d)応募書類の提出方法

応募書類は、電子メールで提出してください。郵送、持参による提出は不可とします。2025 年 11 月 6 日(木)正午までに下記メールアドレスに届いたものを有効とします。

(宛先)reuse-koubo@expo2025.or.jp

※「メール件名」には「【応募】大屋根リング木材譲渡にかかる 2025 年 10 月 17 日期公募」と明記し、応募書類を PDF データで添付し、送付してください。

(e)費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(6)応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、協会は、応募書類を本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(7)応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、選定の対象とならないことがある。

(8)その他重要事項

(a)応募者は、ひとつの出品番号に対して、ひとつに契約希望単価及び希望数量での応募とする。

(b)応募者は、本公募において複数の出品番号に応募することができる。

(c)有償譲渡及び無償譲渡にかかる契約候補者は、契約希望単価 $\times$ 契約数量の額と同額を契約金額として契約締結後に協会へ支払うものとする。

(d)受付期間終了後の応募金額等の必要な情報の修正は認めない。また、受付期間終了後の応募書類の差し替えは認めない(協会が修正等を求める場合を除く。)

(e)応募書類に虚偽の記載をした応募は、本公募への参加資格を失うものとする。

(g)選定の経過等に関するお問い合わせは不可。

5. 説明会

実施しない。

6. 選定の方法

(1)選定方法

有償譲渡は、原則として協会が定める出品単価以上で、かつ、最高の単価をもって契約希望単価を提示した譲渡希望者を譲渡相手方として選定する。契約希望単価が同額の場合は、同一順位群において希望数量に比例して割り当てる。

無償譲渡は、同一順位群において希望数量に比例して割り当てる。

なお、より多くの譲渡相手方を選定するため、これまで実施した「大屋根リング木材譲渡にかかる 2025 年 6 月 4 日 期公募」、「大屋根リング木材譲渡にかかる 2025 年 7 月 31 日 期公募」で合計 500 本以上の落札候補者となっている者は、各順位群において希望数量に比例した割り当ての対象外とし、各順位群において、他の譲渡希望者の希望数量の合計が、供給数量に満たない場合のみ、譲渡相手方として選定する。

有償譲渡及び無償譲渡にかかる契約候補者の選定は、次の①～②の手順に従って行う。

①ひとつの出品物に対して複数の有償譲渡又は無償譲渡の希望があった場合は、次の順により契約候補者を選定する。

【順位1】国、大阪府、大阪市（「3. 参加条件」に示した無償譲渡を行う場合に限る。）

【順位2】国、大阪府、大阪市（上記【順位1】以外の有償譲渡）

【順位3】地方公共団体（大阪府及び大阪市を除く。また、「3. 参加条件」に示した無償譲渡を行う場合に限る。）

【順位4】地方公共団体（大阪府及び大阪市を除く。また、上記【順位3】以外の有償譲渡）

【順位5】独立行政法人又は地方独立行政法人

【順位6】その他の公共的団体

【順位7】上記【順位1】～【順位6】以外の者

②上記①の同一の順位に該当する複数の応募者があった場合の契約候補者の選定方法は、最終ページの「別紙」を参照してください。

③公募終了後、落札候補者となった者に落札候補となった出品番号・数量を通知し、キャンセルの有無を照会します。

※最後の順位の契約候補者の希望数量が、上位の契約候補者の契約数量と合算して供給数量を超えるときは、その超える数量については無効となり、供給可能な数量のみの契約候補者となります。

(2)評価の内容

本公募においては、応募書類（「【様式 2】事業詳細計画書」）の記載内容に基づく評価を譲渡相

手方の選定には使用しない。ただし、表1に示す評価の内容を参考に、事業詳細計画書を作成いただきたい。

表 1 評価の内容

評価項目	応募者 区分 ¹⁾	必須 項目 ²⁾	評価内容	配点 (満点)
計画の 目的・内容	①～⑤	○	大阪・関西万博の理念に沿った計画となっているか。	6 点
		○	リユースを目的とした計画となっているか。	6 点
	①～④		公共の用に供する計画になっているか。	10 点
	⑤		広く不特定多数人の利用が可能な計画になっているか。	10 点
	①～⑤		循環経済(サーキュラーエコノミー)の普及促進に資する計画であるか。	10 点
移設計画	①～⑤	○	移設計画を作成しているか。	6 点
			移設が可能な資金計画になっているか。	5 点
			移設が可能な体制計画になっているか。	5 点
			移設が可能なスケジュール・行程計画になっているか。	5 点
維持管理 計画	①～⑤	○	維持管理計画を作成されているか。	6 点
			維持管理が可能な資金計画になっているか。	5 点
			維持管理が可能な体制計画になっているか。	5 点
			維持管理が可能なスケジュール・行程計画になっているか。	5 点
レガシー 継承計画	①～⑤	○	レガシー継承計画が作成されているか	6 点
			移設後においても、大阪・関西万博の資材であったことが象徴される工夫が施されている計画になっているか。	10 点
			移設後においても、原形を留めた状態で利活用する計画になっているか。	10 点
合計 ※合計は応募者区分①～⑤の各区分ともに 100 点満点となる				100 点

注

1) ①国、②地方公共団体、③独立行政法人又は地方独立行政法人、④その他の公共的団体、
⑤上記①～④以外の者

2) 「必須項目」の記載が十分ではない場合、選定の対象とならないことがある。

(3) 契約候補者の決定

(a) 協会で契約候補者を選定した後、事務手続きを行い、契約候補者を決定する。

(b) 契約候補者が公募参加条件を有しないことを確認した場合、または契約候補者が公募の該当応募について「【様式6】応募取下げ理由書」を提出した場合は、その者の該当する応募を無効とし、選定対象から除外する。この場合、(1)の方法により選定した次順位の者を新たに契約候補者とし、(a)の手続きを行う。以後、契約候補者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(4) 応募の結果

(a) 契約候補者が決定した後、選定結果は全ての応募者に通知する。

(b)選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページにおいて公表する場合がある。

①出品物

②上記①出品物の契約候補者の名称(ただし、契約候補者が個人の場合、契約候補者の名称は「個人」とする。)

(5)選定対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、選定の対象から除外する。

①協会及び本公募の選定にかかわる関係者に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

②他の応募者と応募した内容又はその意思について相談を行うこと。

③選定終了までの間に、他の応募者に対して応募書類の内容を意図的に開示すること。

④応募書類に虚偽の記載を行うこと。

⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(6)契約交渉時の資格審査必要書類の提出

契約候補者は、契約候補者の決定の通知の後、協会が求める場合は以下の必要な書類について、指定する必要部数を提出すること。

【契約候補者の決定の通知の後に必要な書類(契約候補者のみ提出)】

【様式 4】暴力団排除条例に基づく誓約書(Microsoft Word 形式で提供: 原本1部)

※契約候補者が資格審査に必要な書類を提出する場合、協会の連絡を受けてから2営業日後の 17 時までに提出をすること。

7. 契約手続きについて

(1)契約交渉の相手方(契約候補者)に決定された者と協会との間で協議を行い、「契約書(案)」に基づき契約を締結する。

なお、契約金額は次の通り。

契約金額 = 契約希望単価 × 契約数量

(2)契約金額の支払いについては、契約締結後に契約金を協会へ支払わなくてはならない。具体的な支払期限、支払先(口座)は改めて協会から通知する。

(3)契約締結に際し、協会が求める場合は大阪府暴力団排除条例第 11 条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しない時は、協会は契約を締結しない。

8. その他

(1)本公募の応募にあたっては、本公募要領等を熟読し遵守すること。

(2)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)及び刑法(明治四十年法律第四十五号)等を遵守すること。

(3)本公募に係る応募手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。

- (4)本公募において、有償譲渡又は無償譲渡した出品物について、協会は、出品物のリユース状況等の調査を行うことがあるので協力すること。
- (5)契約締結後の自己都合による契約変更・契約解除(キャンセル)については、協会が負担したリユース解体費用等の費用を請求する場合がある。

FAQ

無償譲渡の場合でも輸送費用は必要とのことだが、運搬・加工については、特定の団体へ依頼する必要があるか？また、その費用について確認したい。	運搬・加工については特定の団体への依頼指定は無いため、譲受者で取扱いができる事業者をご選定ください。なお、運搬・加工の費用についても譲受者よりご確認いただきますようお願いいたします。
リユース材の保管場所並びに保管方法(どのように置かれているか)について具体的に教えて欲しい。	具体的な保管方法は確定していませんが、現段階では、会場内の仮保管ヤード(屋外)において、栈木等を活用し、保管する予定です。
リユース材保管場所において、運送車両に積載する際、使用可能な重機を教えてください(レッカー、フォークリフト等)。 また、その重機は、譲受者が用意するのかどうかについても教えて欲しい。	協会がクレーンやフォークリフト等の重機を用意し、譲受者が用意するトレーラー等に積込を行いますので、車上渡しとなります。
引き渡される大屋根リング木材の柱の基礎部分はどのような状態で引き渡されるのか。 (大屋根リング基礎部分には鉄筋等で固定されていると理解。)	柱脚部分に金物等が残らないよう、GLより上部(金物等の手前)で切断します。 なお、現場での切断となるため、切断面は粗面となります。
柱の場合、梁との接合部はどのような形状で、長さに対してどのようなピッチなのか。詳細な図面等をご提示いただきたい。	【様式5】仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書を提出いただければ、出品物情報の詳細を提供させていただきます。
CLT 木材の防腐剤使用の有無及び使用の場合は使用した防腐剤種類を教えてください。また、CLT 製造に使用した接着剤の種類を教えてください。	CLT 木材に防腐剤は使用していません。 CLT 製造に使用した接着剤は以下のとおりです。 ●フィンガージョイント接着剤 ・名称:メラミン樹脂 ・使用箇所:ラミナたて継ぎ部 ●幅ハギ接着剤 ・名称:ウレタン接着剤 ・使用箇所:幅ハギ部 ●積層接着剤 ・名称:水性高分子イソシアネート系接着剤 ・使用箇所:積層部
「出品情報リスト」に記載の柱、梁は、「杉」などの樹種が記載されているが、単材ではなく、集成材という理解でよいのか。	お見込みのとおりです。

建築基準法等に基づく規制対応のため、JIS や JAS、不燃、F☆☆☆☆など、認証をとっているか、とった部材を再加工した場合の JAS の規定上の扱いを教えてください。	・JIS や JAS → JAS 規定に基づき製造された部材を使用しています。 (※大屋根リング新築時に JAS 規定の部材として製作された部材ですが、再利用時に再加工された場合、JAS の規定から外れることとなります。) ・不燃 → 不燃対策はしておりません。 ・ホルムアルデヒド → F☆☆☆☆などの認証は取得しておりません。
積み込みにあたっては、パレットを想定しているのか、クレーンを想定しているのか、教えてください。(輸送に使う大型トラックの仕様(荷台がオープンなのか、箱型ウィングオープンなのか等に影響あるため。))	クレーンを想定しています。
出品物が長大であり、輸送コスト軽減のために必要な場合、引き渡し時期までに引き渡し現場において譲受者が木材をトラックやトレーラー等に効率的に積載できるサイズにカットすることは可能か。または協会側であらかじめ半分程度にカットした状態で譲渡してもらうことは可能か。	現在、ご要望にお応えできるよう準備中です。

同一順位群において希望数量に比例しての割り当てに事例を下に示す。

① 出品数に比して無償譲渡の希望本数が多い場合

- ✓ 応札者は、a～e の 5 者とする。ただし、a は、これまで実施した「大屋根リング木材譲渡にかかる 2025 年 6 月 4 日公募」、「大屋根リング木材譲渡にかかる 2025 年 7 月 31 日公募」で合計 500 本以上の落札候補者となっている者に該当する。
- ✓ b, c, d, e の希望品数合計は 33 本で出品量(20 本)よりも多い。
- ✓ b, c, d, e の各希望本数に比例して、出品量 20 本を配分する(配分本数は下表のとおり)。

【柱A】	出品数	20本	第1期、2期公募のルールでは、希望数量が最も多い「応札者a」が20本全量を獲得。
	希望数量	53本	
	算定対象数量※2	33本	
応札者	希望数量	希望数量に比例した割り当て算定	確定
a※1	20	※割り得てなし	0
b	15	$15 \times (20/33) = 9.09 \rightarrow 9$ 本	9
c	10	$10 \times (20/33) = 6.06 \rightarrow 6$ 本	6
d	5	$5 \times (20/33) = 3.03 \rightarrow 3$ 本	3
e	3	$3 \times (20/33) = 1.82 \rightarrow 1$ 本 余り1本を加算※3	2

②出品数に比して無償譲渡の希望本数が少ない場合

- ✓ 応札者は、a～e の 5 者とする。ただし、a は、これまで実施した「大屋根リング木材譲渡にか

かる 2025 年 6 月 4 日 期公募」、「大屋根リング木材譲渡にかかる 2025 年 7 月 31 日 期公募」で合計 500 本以上の落札候補者となっている者に該当する。

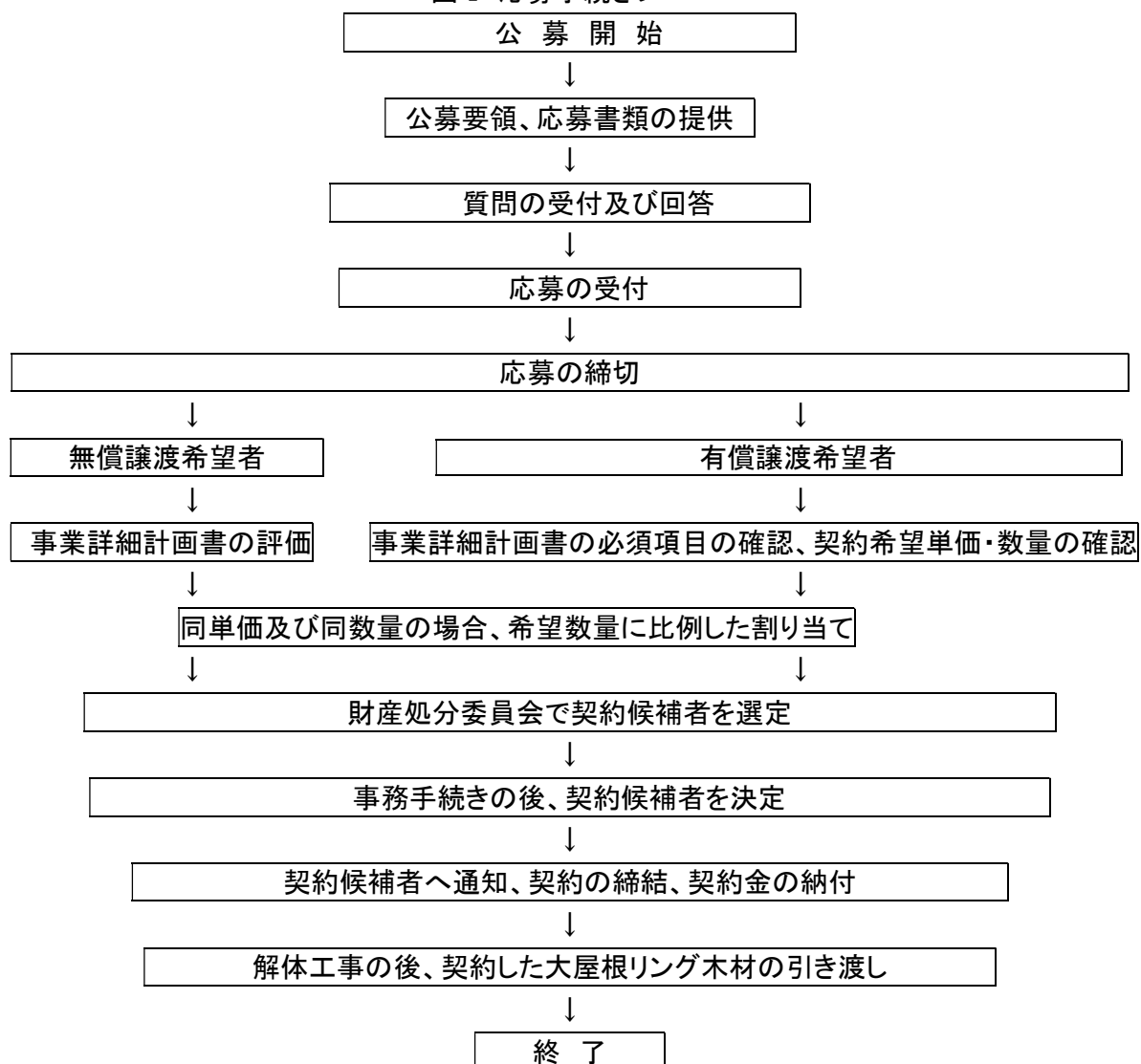
- ✓ b, c, d, e の希望品数合計は 68 本で出品量(100 本)よりも少ない。
- ✓ b, c, d, e には、各希望本数をそのまま配分する。残り本数(32 本)は、a に配分する。

a を各順位群において希望数量に比例したて割り当ての対象外としたが、その後にのこった本数を a に割り当てる

【梁E】	出品数	100本	第 1 期、2 期公募のルールでは、希望数量が最も多い「応札者a」が 100本全量を獲得。
	希望数量	168本	
	算定対象数量※2	68本	

応札者	希望数量	希望数量に比例した割り当て算定	確定
a※1	100	b～e割り当て後の残り※4	32
b	50	選定対象数量が出品数未満のため、全量割り当て	50
c	10		10
d	5		5
e	3		3

図1 応募手続きフロー



以上